

1-1 動物愛護管理法により登録または移行期間中の旧法における届出されている展示業で動物とのふれあいを業務内容に含むものの数について登録または届出の業態別、さらに常設か否かも含めて回答を依頼した。111自治体のうち69自治体から解答があった。532施設がありそのうち476施設は常設で残り56施設は常設されていないものであった。業種別ではふれあいパーク、乗馬施設、動物園で70%を占めていた。その他、水族館、アニマルセラピー、移動動物園があり、畜産農場などもあった。

1-2 ふれあい動物の貸出を業務内容に含む事業者や貸出回数について動物愛護管理法により登録または移行期間中の旧法における届出されている貸出業で、について111自治体のうち60自治体から回答があり、都道府県126、政令指定都市19、中核市16事業者が把握されていた。各事業者の貸出回数について記載があったのはわずかに5自治体18事業者についてであり、ほとんど把握されていなかった。

1-3 事業態ごとのふれあい動物を実施している施設数やとして主に取り扱う動物の種類は動物園、動物ふれあいパーク、移動動物園では哺乳類、鳥類がほとんどで爬虫類も含まれている。動物サーカスではニホンザル、アニマルセラピーではウマ、ボニー、イヌ、ネコであり、非常に多種類の動物が扱われている。

1-4 常設でない、短期間開催される移動ふれあい動物園等のイベントの開催状況

平成17から18年年度に開催されたイベントについて各自治体が把握しているか

否かについての回答は50自治体で開催回数を把握しているまたは把握している限りとしてそれぞれ14、36自治体であった。把握していないまたは記入なしが50自治体44.2%あった。開催なしとの回答も13あった。開催件数が1から10回が39自治体(62.9%)と最も多く、50回を超えたものもあった。

イベントの概要について52の自治体から回答があり、イベントの主催者は自治体や第三セクター、また、幼稚園、保育園や小学校などの学校関係、動物園やなどである。また、住宅供給会社、デパートや商工会、観光関係、農業関係などで主催されている。開催期間は181イベントのうち1日は76、2から7日以内が64と約半数を占めている。180日の開催期間のイベントもあった。

入場者数は104イベントでは不明または把握されておらず、200人以下の小規模なイベントと1000人から10000人の入場者があったイベントが多かった。これらのイベントに出展された動物はイヌ、ネコ、ウサギ、モルモット、マウスの小動物が約4割で、ウマ、ウシ、ヤギや鳥類、サル、カメなどが多かった。

これらのイベントについて感染予防に関する行政の立ち入り指導は84イベント(46.4%)で行われていた。イベントの開催をどの名手段で把握するかについては118の回答のうち51(43%)が動物愛護管理法による登録時のみと回答され記入がない自治体が34(28.8%)あった。それ以外でイベントの開催を知るのは、多くは新聞広告、折り込み広告によっている。また、自治体関係主催であったり、開催者からの相談問い合わせによっていた。

II-2 実態調査のための協力が得られるか否かの問い合わせについては可能な

事業者があったのは111自治体のうち16自治体であった。

III ふれあい動物園・イベント等における人への動物由来感染症対策に関する意見、感想、反省事例など、参考となるものについて」

17自治体からコメントが寄せられた。内容は、自治体の担当部署に関すること、ガイドラインの要望、事業者やイベントの把握に関すること、事業者のみならず参加者などへの動物由来感染症に関する啓発について記載されていた。

D. 考察

ふれあい動物施設やふれあい動物の貸出業者に対する人への動物由来感染症予防のための指導担当部署は、自治体本庁内では動物愛護主管課と感染症主管課との連携・協力により行われている。また、実際の指導機関は、保健所および動物愛護・管理センターが行うことになっている自治体がほとんどである。一方、畜産関係については約25%で畜産業主管課が対応すると回答されていることは、これら関係部署の連携が重要と考えられる。

ふれあい動物からの動物由来感染症の発生時の担当部署では関係部署と連携して感染症主管課が行うとする自治体が64%であり、実際の対応機関は保健所している場合がほとんどである。このことは感染源の調査、対策で動物、家畜を担当する部署との効果的な連携が必要となることを示しており、今後、対応要領などの作成の整備を進めることが必要と考えられる。

動物由来感染症発生防止のための衛生指導について、今後の動物愛護管理法に基づく登録および研修講習会等で定期的

に行われることが期待される。また、指導の際に用いられる資料等が整備、更新されることも必要と思われる。移動動物園や各種ふれあいイベント開催に当たっての指導は開催の把握、人的負担等が強いられると考えられるが効率よく行う方策を工夫する必要があると考えられる。

衛生指導の内容は常設、移動の施設のいずれにおいても手洗いの励行、動物の健康管理、施設の衛生管理であり、実際に改善内容は手洗い施設の設置や増設や消毒液の配備に関することが回答されていることから、これらを的確に実施することが望まれる。

動物の健康管理に対する衛生指導は、人への感染防止のための衛生指導とほぼ同様に登録時口頭指導が多く頻度や方法で同様の参考資料が使われている。

ふれあい動物に関する人の感染症の発生事例は8自治体9例で感染症の発生が記載されていた。牛、山羊からの腸管出血性大腸菌感染症が6例であり、この疾患の予防対策が重要と成ると考えられる。予防対策のための啓発活動は実施していない自治体も51あり、ポスターの配布、ホームページ、また、参加者対象者が多い学校関係等を含め関係部署などへの情報発信が望まれる。

自治体によるふれあい動物施設および貸出業の把握については、動物愛護管理法による登録または移行期間中の旧法における届出による資料からの回答を求めたものであったが、111自治体のうち69自治体からのみ回答されるにとどまった。把握された事業者についても多くは常設のものであり、移動動物園等に動物を供する事業者等の把握が十分なのか明らかではない。また、貸出回数については5自治体からのみの回答であり現状ではほとんど把握されていない状況である。動物愛護管理法による登録

などで管轄内の事業者の把握を進める努力が必要と考えられた。

さらに、ふれあい動物イベントの開催状況の把握は50自治体で回答がなされず、各種イベントの開催の把握は、予防啓発、感染症発生時の対応などのためにもイベント開催状況把握の方策を考える必要があると思われた。

E. 結論

ふれあい動物園・イベント等における人への動物由来感染症対策について、行政における感染症担当部門と動物愛護管理部門等の対応体制、それらの実施主体における対応状況を把握するとともに、ふれあい動物施設及び貸出業者、イベントの開催状況などの現状を把握することを目的として全国の自治体関係部署へのアンケート調査を実施した。各自治体では担当部署が感染症、動物愛護管理や畜産担当部署等にあることからこれらの連携が重要と考えられるが、対応要領等の作成が進んでいない。事業者に対する指導等については

事業登録または必要に応じて行われているが、ふれあいイベント参加者への衛生啓発は特になされていないのが半数の自治体であった。さらに、事業者の登録が未了の時期であることから各自治体担当部署で事業者の把握、イベント開催の把握は不十分であった。ふれあい動物施設、イベント等における動物由来感染症対策のための更なる取り組みが必要と考えられた。

F. 健康危険情報

特に無し

G. 研究発表

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし

ふれあい動物施設における動物由来感染症対策に関する調査

実施者

平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業

「ふれあい動物施設における動物由来感染症対策に関する研究」研究班

主任研究者 国立感染症研究所獣医学部

部長 山田章雄

回答方法：別添回答用紙（エクセル形式ファイル）に直接記入し、電子メールの添付ファイルとして下記の担当へ送付ください。

提出期限：平成 18 年 11 月 30 日

（期限内提出について格段のご配慮をお願いいたします。）

記入済み回答用紙送付先及び問合せ先

「ふれあい動物施設における動物由来感染症対策に関する研究」研究班

分担研究者 国立感染症研究所獣医学部第三室

室長 棚林 清

〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1

国立感染症研究所獣医学部第三室

電話 03-5285-1111（内線 2623）ファックス 03-5285-1179

E メール : ktana@nih.go.jp

アンケート調査の目的

目的：ふれあい動物園・イベント等における人への動物由来感染症対策について、行政における感染症担当部門と動物愛護管理部門等の対応体制、それらの実施主体における対応状況を把握するとともに、ふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者の数、ふれあいイベントの開催頻度、ふれあい動物の健康管理状況などの現状を把握することを目的としています。

定義：ふれあい動物とは、展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年環境省告示第33号）に規定する「人との触れ合いの機会の提供、興行又は客よせを目的として飼養及び保管する動物」とします。

ふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者とは、改正動物愛護管理条例における動物取扱業の貸出し及び展示の業種であって、ふれあい動物を取り扱うものとします。

質問事項概略

I 行政対応

1. ふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者に対する動物由来感染症予防のための指導担当部署について（本庁内、実務機関など）
2. ふれあい動物からの感染症の発生時の対応について
3. ふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者及びイベント開催時における動物由来感染症発生防止のための衛生指導の内容について（頻度、指導内容など）
 - ・常設のふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者に対して
 - ・常設でない、短期間開催されるふれあいイベント開催時
4. 動物の健康管理指導の内容について
 - ・常設のふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者に対して
 - ・常設でない、短期間開催されるふれあいイベント開催時
5. 過去のふれあい動物に関連した人の感染症の発生事例
6. 参加者等に対する啓発活動について

II ふれあい動物施設及びふれあい動物貸出業者の実態について

1. 登録数、取扱動物種や数、イベントの開催数や内容
2. 本研究事業への調査協力事業者について

I 行政対応について

1 ふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者に対する人への動物由来感染症予防のための指導担当部署について

1－1 主として本庁内の担当はどこですか？

- ① 感染症主管課
- ② 動物愛護主管課 *
- ③ 動物愛護主管課との連携・協力の下、感染症主管課
- ④ 感染症主管課との連携・協力の下、動物愛護主管課
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

* 動物愛護主管課のない保健所設置市にあっては、「都道府県の動物愛護主管課」と読み替えてください。（以下、このアンケートにおいて同様。）

1－2 実際に指導する機関はどこですか？

- ① 保健所
- ② 動物愛護・管理センター
- ③ 動物愛護・管理センターとの連携・協力の下、保健所
- ④ 保健所との連携・協力の下、動物愛護・管理センター
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

1－3 1－1及び2について、指導の対象となる施設が公的機関又は第三セクターの場合も同様ですか？

- ① 同様
- ② 公的機関又は第三セクターを所管する課及びその出先機関
- ③ その他（具体的に記載してください。）

1－4 1－1及び2について、指導の対象となる動物が家畜伝染病予防法の対象動物の場合も同様ですか？

- ① 同様
- ② 畜産業主管課及びその出先機関
- ③ その他（具体的に記載してください。）

2 ふれあい動物からの動物由来感染症の発生時の担当部署及び対応要領の作成について

2－1 主として本庁内の担当はどこですか？

- ① 感染症主管課

- ② 動物愛護主管課
- ③ 動物愛護主管課との連携・協力の下、感染症主管課
- ④ 感染症主管課との連携・協力の下、動物愛護主管課
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

2－2 実際に対応する機関はどこですか？

- ① 保健所
- ② 動物愛護・管理センター
- ③ 動物愛護・管理センターとの連携・協力の下、保健所
- ④ 保健所との連携・協力の下、動物愛護・管理センター
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

2－3 動物取扱い施設における動物由来感染症の発生時の対応要領等を作成していますか？

- ① 作成済み 【差し支えなければ、その要領等について添付してください。】
- ② 今後、作成を予定
- ③ 作成していない
- ④ その他（具体的に記載してください。）

3 ふれあい動物施設やふれあい動物の貸出業者及びイベント開催時における人への動物由来感染症発生防止のための衛生指導の内容について

3－1 常設のふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者に対して

3－1－1 どのくらいの頻度で実施していますか？

- ① 定期的（年に____回）
- ② 必要に応じて
- ③ 動物愛護管理法の登録（旧法での届出）の際のみ
- ④ 動物愛護管理法の登録（旧法での届出）の際及びその後定期的
- ⑤ 実施していない
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）

3－1－2 指導方法はどのような手法ですか？（複数回答可）

- ① 現場での指導
- ② 文書での指導
- ③ 口頭での指導
- ④ 講習会等での指導
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

3－1－3 どのような資料を参考にして指導していますか？（複数回答可）

- ① 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003

- ② 展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年環境省告示第33号）
- ③ 独自の指導要領【差し支えなければ、その要領等について添付してください。】
- ④ 指導担当者の判断
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

3-1-4 どのような内容について重点的に指導していますか？

箇条書きで具体的に記載してください。（例：動物の健康管理、参加者の手洗い場所設置や手洗い励行啓発、異常動物発見時の担当部局への連絡 等）

3-1-5 指導時に改善を要求する事項として多いものはどのような内容ですか？

箇条書きで具体的に記載してください。（例：動物の定期健康診断、手洗い場所の追加設置、汚物処理の徹底 等）

3-1-6 指導担当者は獣医師ですか？

- ① 獣医師
- ② 獣医師以外の場合もある（具体的な資格や実務内容を記載してください。）
- ③ 獣医師以外（具体的な資格や実務内容を記載してください。）

3-1-7 平成18年7月4日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「動物展示施設（動物とのふれあい施設を含む。）における動物由来感染症対策について」を受けて対応しましたか？

- ① 対応した（具体的に内容を記載してください。）
- ② 今後、対応を予定（具体的に内容を記載してください。）
- ③ 対応していない（理由を記載してください。）

3-2 常設でない、短期間開催されるふれあいイベント開催時について

3-2-1 どのくらいの頻度で実施していますか？

- ① 開催の都度
- ② 開催を把握できた場合のみ
- ③ 動物愛護管理法の登録（旧法での届出）の都度
- ④ 実施していない
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

3-2-2 指導の対象は誰ですか？

- ① 主催者
- ② 貸出業者
- ③ ①及び②
- ④ 動物愛護管理法の登録申請者である主催者
- ⑤ 動物愛護管理法の登録申請者である貸出業者
- ⑥ ④又は⑤

3－2－3 指導方法はどのような手法ですか？（複数回答可）

- ① 現場での指導
- ② 文書での指導
- ③ 口頭での指導
- ④ 講習会等での指導
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

3－2－4 どのような内容について重点的に指導していますか？

箇条書きで具体的に記載してください。

3－2－5 指導時に改善を要求する事項として多いものはどのような内容ですか？

箇条書きで具体的に記載してください。

3－2－6 平成18年7月4日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「動物展示施設（動物とのふれあい施設を含む。）における動物由来感染症対策について」を受けて対応しましたか？

- ① 対応した（具体的に内容を記載してください。）
- ② 今後、対応を予定（具体的に内容を記載してください。）
- ③ 対応していない（理由を記載してください。）

4 動物の健康管理指導の内容について

4－1 常設のふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者（通常飼育時）に対する動物の健康管理に関する指導について

4－1－1 どのくらいの頻度で実施していますか？

- ① 定期的
- ② 必要に応じて
- ③ 動物愛護管理法の登録（旧法での届出）の際のみ
- ④ 動物愛護管理法の登録（旧法での届出）の際及びその後定期的
- ⑤ 実施していない
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）

4－1－2 指導方法はどのような手法ですか？（複数回答可）

- ① 現場での指導
- ② 文書での指導
- ③ 口頭での指導
- ④ 講習会等での指導
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

4－1－3 どのような資料を参考にして指導していますか？（複数回答可）

- ① 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003
- ② 展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成 16 年環境省告示第 33 号）
- ③ 独自の指導要領 【差し支えなければ、その要領等について添付してください。】
- ④ 指導担当者の判断
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

4－1－4 どのような内容について重点的に指導していますか？
箇条書きで具体的に記載してください。

4－1－5 指導時に改善を要求する事項として多いものはどのような内容ですか？
箇条書きで具体的に記載してください。

4－1－6 指導担当者は獣医師ですか？

- ① 獣医師
- ② 獣医師以外の場合もある（具体的な資格や実務内容について記載してください。）
- ③ 獣医師以外（具体的な資格や実務内容について記載してください。）

4－2 常設でない、短期間開催されるふれあいイベント開催時における動物の健康管理
に関する指導について

4－2－1 どのくらいの頻度で実施していますか？

- ① 開催の都度
- ② 開催を把握できた場合のみ
- ③ 動物愛護管理法の登録（旧法での届出）の都度
- ④ 実施していない
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

4－2－2 指導方法はどのような手法ですか？（複数回答可）

- ① 現場での指導
- ② 文書での指導
- ③ 口頭での指導
- ④ 講習会等での指導
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

4－2－3 どのような内容について重点的に指導していますか？
箇条書きで具体的に記載してください。

4－2－4 指導時に改善を要求する事項として多いものはどのような内容ですか？
箇条書きで具体的に記載してください。

4－2－5 指導担当者は獣医師ですか？

- ① 獣医師

- ② 獣医師以外の場合もある（具体的な資格や実務内容について記載してください。）
- ③ 獣医師以外（具体的な資格や実務内容について記載してください。）

5 過去のふれあい動物に関連した人の感染症の発生事例について

5-1 発生事例はありますか？（記録が残っている限りで結構です。）

- ① ____件発生（感染症法の対象感染症____件、その他____件）
- ② 発生なし

5-2 発生事例の詳細についてそれぞれ教えてください。

- ① 発生年月日
 - ② イベントの概要
 - ③ 患者数
 - ④ 感染源動物
 - ⑤ 原因病原体
- * 差し支えなければ、発生事例に関する概要資料を添付してください。

6 ふれあい動物施設・イベントにおける人への動物由来感染症発生防止のための啓発活動について

6-1 これまでに参加者に対する啓発を実施していますか？（複数選択可）

- ① ホームページの開設（アドレスについて記載してください。）
- ② ポスター、リーフレットの作成及び配布（実物又はコピーについて添付してください。）
- ③ 市報等の出版物への掲載（実物又はコピーについて添付してください。）
- ④ 特になし
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

II ふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業の実態について

※ 特別区及び保健所設置市であって中核市でない市においては、以下の質問のうち、1-4について回答をお願いします。

1 ふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者について（調査時点）

1-1 動物愛護管理法により登録（移行期間中の旧法における届出を含む。）されている展示業であって、動物とのふれあいを業務内容に含むものの数について業態別に教えてください。

- ① 動物園 ____施設（うち、常設のもの____施設）
- ② 水族館 ____施設（うち、常設のもの____施設）
- ③ 動物ふれあいパーク ____施設（うち、常設のもの____施設）

- ④ 移動動物園
- ⑤ 動物サーカス ____施設（うち、常設のもの____施設）
- ⑥ 乗馬施設 ____施設（うち、常設のもの____施設）
- ⑦ アニマルセラピー ____施設（うち、常設のもの____施設）
- ⑧ その他（具体的に記載してください。） ____施設（うち、常設のもの____施設）

1－2 動物愛護管理法により登録（旧法における届出を含む。）されている貸出業であつて、ふれあい動物の貸出を業務内容に含むものの数について教えてください。

- ① 施設数 ____施設
- ② 年間の貸出回数（把握可能な場合、施設毎の回数を記載してください。）

1－3 1－1及び2について、主として取り扱う動物の種類及び頭羽数について、施設毎（名称の記載は不要です。）に教えてください。（動物取扱業登録申請書の6の記載事項について転記願います。）

- ① 動物園
- ② 水族館
- ③ 動物ふれあいパーク
- ④ 移動動物園
- ⑤ 動物サーカス
- ⑥ 乗馬施設
- ⑦ アニマルセラピー
- ⑧ 貸出業者
- ⑨ その他

1－4 常設でない、短期間開催されるふれあいイベント（移動ふれあい動物園等）の開催状況

1－4－1 平成17年度及び18年度（調査時点まで）の開催状況について教えてください。

- ① ____件開催
- ② 把握している限り____件開催
- ③ 把握していない
- ④ 開催なし

1－4－2 イベントの概要についてそれぞれ教えてください。（なお、多數ある場合は、記載方法についてお問い合わせください。）

- ① イベントの主催者（具体的に記載してください。）
- ② 開催期間（日数）
- ③ 入場者数
- ④ ふれあいコーナーに出展された動物及び頭羽数
- ⑤ 行政の立入指導（感染予防に関するもの）の有無

1－4－3 イベントの開催についてどのような方法で把握していますか。

- ① 動物愛護管理法による登録時のみ
- ② その他（具体的に記載してください。）

2 本研究事業への協力について

2－1 反芻獸も飼養しているふれあい動物施設又は貸出業者であって、来場者及び動物の衛生管理に関する実態調査に協力していただけそうな施設はありますか？

- ① ある（差し支えなければ、具体的な施設名を記載してください。）
- ② ない

2－2 反芻獸も飼養しているふれあい動物施設又は貸出業者であって、飼養動物の微生物学的検査に協力していただけそうな施設はありますか？

- ① ある（差し支えなければ、具体的な施設名を記載してください。）
- ② ない

III ふれあい動物園・イベント等における人への動物由来感染症対策に関連して、ご意見、ご感想、反省事例など、参考となるものについて、ご自由に記載願います。

以上

調査へのご協力をいただきましてありがとうございました。

ふれあい動物施設における動物由来感染症対策

に関する調査

集計結果

I 行政対応について

1 ふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者に対する人への動物由来感染症予防のための指導担当部署について

1-1	主として本庁内の担当はどこですか？	都道府県	指定都市	中核市	保健所政令市	特別区	計
	①感染症主管課	3	1	1	0	0	5
	②動物愛護主管課 *	12	4	13	3	5	37
	③動物愛護主管課との連携・協力の下、感染症主管課	8	3	3	0	2	16
	④感染症主管課との連携・協力の下、動物愛護主管課	15	6	10	1	2	34
	⑤その他(具体的に記載してください。)	1	1	5	2	4	13
	記入無し	0	0	3	0	3	6
	計	39	15	35	6	16	111

1-2	実際に指導する機関はどこですか？	都道府県	指定都市	中核市	保健所政令市	特別区	計
	① 保健所	20	3	18	0	3	44
	② 動物愛護・管理センター	7	4	4	2	4	21
	③ 動物愛護・管理センターとの連携・協力の下、保健所	6	1	2	1	1	11
	④ 保健所との連携・協力の下、動物愛護・管理センター	2	5	3	2	2	14
	⑤ その他(具体的に記載してください。)	6	2	4	1	3	16
	記入無し	0	0	4	0	3	7
	計(複数回答有り)	41	15	35	6	16	113

1-3	1-1及び2について、指導の対象となる施設が公的機関又は第三セクターの場合も同様ですか？	都道府県	指定都市	中核市	保健所政令市	特別区	計
	① 同様	32	13	25	5	7	82
	② 公的機関又は第三セクターを所管する課及びその出先機関	2	2	4	1	3	12
	③ その他(具体的に記載してください。)	5	0	1	0	2	8
	記入無し	0	0	5	0	4	9
	計	39	15	35	6	16	111

1-4	1-1及び2について、指導の対象となる動物が家畜伝染病予防法の対象動物の場合も同様ですか？	都道府県	指定都市	中核市	保健所政令市	特別区	計
	① 同様	18	12	18	4	4	56
	② 畜産業主管課及びその出先機関	12	2	7	2	3	26
	③ その他(具体的に記載してください。)	9	1	5	0	5	20
	記入無し	0	0	5	0	4	9
	計	39	15	35	6	16	111

I 行政対応について

2 ふれあい動物からの動物由来感染症の発生時の担当部署及び対応要領の作成について

2-1	主として本庁内の担当はどこですか？	都道府 県	指定都 市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
		6	3	2	0	4	15
① 感染症主管課		0	0	2	0	1	3
② 動物愛護主管課 *		23	7	19	2	6	57
③ 動物愛護主管課との連携・協力の下、感染症主管課		8	3	5	1	0	17
④ 感染症主管課との連携・協力の下、動物愛護主管課		2	2	3	3	1	11
⑤ その他(具体的に記載してください。)		0	0	4	0	4	8
記入無し	計	39	15	35	6	16	111

2-2	実際に対応する機関はどこですか？	都道府 県	指定都 市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
		20	3	24	2	6	55
① 保健所		0	0	0	0	0	0
② 動物愛護・管理センター		14	5	5	2	2	28
③ 動物愛護・管理センターとの連携・協力の下、保健所		2	5	0	1	2	10
④ 保健所との連携・協力の下、動物愛護・管理センター		4	2	2	1	2	11
⑤ その他(具体的に記載してください。)		0	0	4	0	4	8
記入無し	計(複数回答有り)	40	15	35	6	16	112

2-3	動物取扱い施設における動物由来感染症の発生時の対応要領等を作成していますか？	都道府 県	指定都 市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
		2	1	0	1	0	4
① 作成済み		3	3	2	0	0	8
② 今後、作成を予定		30	11	28	4	8	81
③ 作成していない		4	0	1	1	3	9
④ その他(具体的に記載してください。)		0	0	4	0	5	9
記入無し	計	39	15	35	6	16	111

I 行政対応について

I-3 ふれあい動物施設やふれあい動物の貸出業者及びイベント開催時における人への動物由来感染症発生防止のための衛生指導の内容について

3-1 常設のふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者に対して

3-1-1 どのくらいの頻度で実施していますか？	都道府県	指定都市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
① 定期的(年に__回)	5	1	1	0	0	7
② 必要に応じて	17	6	10	2	3	38
③ 動物愛護管理法の登録(旧法での届出)の際のみ	3	2	4	0	0	9
④ 動物愛護管理法の登録(旧法での届出)の際及びその後定期的	14	4	6	1	0	25
⑤ 実施していない	0	0	7	2	5	14
⑥ その他(具体的に記載してください。)	2	3	1	0	1	7
記入無し	2	0	7	1	3	13
計(複数回答有り)	43	16	36	6	12	113

3-1-2 指導方法はどのような手法ですか？(複数回答可)	都道府県	指定都市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
① 現場での指導	34	12	15	2	2	65
② 文書での指導	12	5	8	2	1	28
③ 口頭での指導	27	13	16	2	2	60
④ 講習会等での指導	19	7	5	1	0	32
⑤ その他(具体的に記載してください。)	2	0	0	0	0	2
記入無し	0	0	7	2	7	16
計	94	37	51	9	12	203

3-1-3 どのような資料を参考にして指導していますか？(複数回答可)	都道府県	指定都市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
① 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003	27	8	11	4	2	52
② 展示動物の飼養及び保管に関する基準(平成16年環境省告示第33号)	33	10	19	2	2	66
③ 独自の指導要領	2	0	0	1	0	3
④ 指導担当者の判断	21	8	5	1	2	37
⑤ その他(具体的に記載してください。)	6	1	2	1	0	10
記入無し	0	1	7	1	6	15
計	89	28	44	10	12	183

3-2 常設でない、短期間開催されるふれあいイベント開催時について

3-2-1 どのくらいの頻度で実施していますか？

	都道府 県	指定都 市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
① 開催の都度	2	2	3	1	0	8
② 開催を把握できた場合のみ	9	3	6	1	0	19
③ 動物愛護管理法の登録(旧法での届出)の都度	27	10	13	1	0	51
④ 実施していない	3	1	7	1	7	19
⑤ その他(具体的に記載してください。)	2	2	1	1	3	9
記入無し	0	0	6	1	6	13
計(複数回答有り)	43	18	36	6	16	119

3-2-2 指導の対象は誰ですか？

	都道府 県	指定都 市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
① 主催者	3	1	1	2	0	7
② 貸出業者	1	0	2	0	0	3
③ ①及び②	2	2	4	0	0	8
④ 動物愛護管理法の登録申請者である主催者	4	1	2	0	0	7
⑤ 動物愛護管理法の登録申請者である貸出業者	3	1	1	1	0	6
⑥ ④又は⑤	25	6	13	1	0	45
記入無し	7	4	13	2	16	42
計(複数回答有り)	42	15	36	6	16	118

3-2-3 指導方法はどのような手法ですか？(複数回答可)

	都道府 県	指定都 市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
① 現場での指導	31	11	16	3	0	61
② 文書での指導	7	1	5	0	0	13
③ 口頭での指導	29	11	15	2	0	57
④ 講習会等での指導	5	4	4	1	0	14
⑤ その他(具体的に記載してください。)	2	0	1	0	0	3
記入無し	3	4	4	1	16	28
計	77	31	45	7	16	176

3-2-4 どのような内容について重点的に指導していますか？ 箇条書きで具体的に記載してください。

3-2-5 指導時に改善を要求する事項として多いものはどのような内容ですか？ 箇条書きで具体的に記載してください。

3-2-6 平成18年7月4日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「動物展示施設(動物とのふれあい施設を含む。)における動物由来感染症対策について」を受けて対応しましたか？

	都道府 県	指定都 市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
① 対応した（具体的に内容を記載してください。）	22	4	4	1	0	31
② 今後、対応を予定（具体的に内容を記載してください。）	7	4	7	0	0	18
③ 対応していない（理由を記載してください。）	11	5	11	3	4	34
記入無し	0	2	14	3	12	31
計(複数回答有り)	40	15	36	7	16	114

I - 4 動物の健康管理指導の内容について

常設のふれあい動物施設及びふれあい動物の貸出業者(通常飼育時)に対する動物の健康管理に関する指導致いて

4-1-1	どのくらいの頻度で実施していますか?	都道府 県	指定都 市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
	① 定期的	4	5	1	0	0	10
	② 必要に応じて	17	1	8	3	1	30
	③ 動物愛護管理法の登録(旧法での届出)の際のみ	4	5	2	0	0	11
	④ 動物愛護管理法の登録(旧法での届出)の際及びその後定期的	15	2	7	1	0	25
	⑤ 実施していない	1	3	11	2	8	25
	⑥ その他(具体的に記載してください。)	1	0	0	0	1	2
	記入無し	1	0	6	0	6	13
	計(複数回答有り)	43	16	35	6	16	116
4-1-2	指導方法はどのような手法ですか?(複数回答可)	都道府 県	指定都 市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
	① 現場での指導	36	11	15	2	1	65
	② 文書での指導	9	5	6	1	1	22
	③ 口頭での指導	29	12	15	2	0	58
	④ 講習会等での指導	15	7	4	3	0	29
	⑤ その他(具体的に記載してください。)	0	1	0	1	0	2
	記入無し	0	0	5	1	14	20
	計	89	36	45	10	16	196
4-1-3	どのような資料を参考にして指導していますか?(複数回答可)	都道府 県	指定都 市	中核市	保健所 政令市	特別区	計
	① 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003	27	7	10	3	1	48
	② 展示動物の飼養及び保管に関する基準(平成16年環境省告示第33号)	32	9	18	1	1	61
	③ 独自の指導要領【差し支えなければ、その要領等について添付してください。】	2	0	1	0	0	3
	④ 指導担当者の判断	18	8	3	2	0	31
	⑤ その他(具体的に記載してください。)	2	1	1	1	0	5
	記入無し	1	1	2	1	14	19
	計(複数回答有り)	82	26	35	8	16	167